

# 労働災害大幅増加

熊本労働局

## 労働災害防止対策の徹底を

熊本労働局管内では、平成 30 年の休業 4 日以上労働災害が平成 30 年 7 月末時点で、978 件（内 死亡災害 4 件）発生しています。昨年同期の発生件数（914 件）に対して 64 件の大幅増加状態で極めて憂慮される状況となっています。

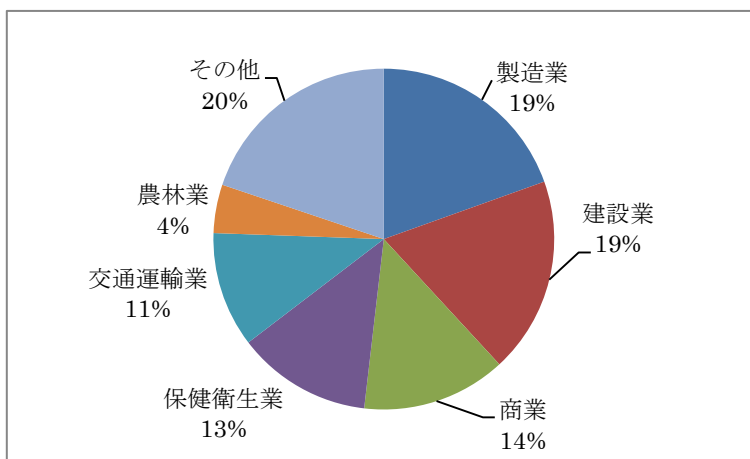
業種別では、運輸交通業、林業、保健衛生業で多発し、事故の型では、転倒災害、墜落・転落災害が多発しています。

このリーフレットを参考に労働災害防止への取り組みをお願いします。

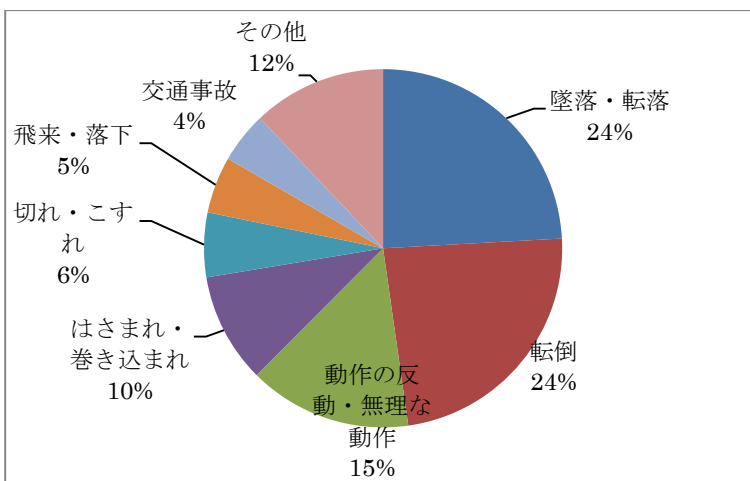
（厚生労働省のHPに災害防止活動等に参考となるリーフレットを掲載しておりますので参考としてください。）

### 1 労働災害発生状況

業種別発生件数	件
製造業	191
建設業	182
商業	134
保健衛生業	125
交通運輸業	107
農林業	45
その他	194
全 数	978



事故型	件
墜落・転落	236
転倒	231
動作の反動・無理な動作	144
はさまれ・巻き込まれ	97
切れ・こすれ	57
飛来・落下	50
交通事故	45
その他	118
全 数	978



## 2 災害事例

### ・転倒災害

休業見込日数	性別	災害発生状況
3か月	女性	(食料品製造業) 床が湿気のため濡れており、すべり転倒し手首を骨折したものの。
2か月	女性	(社会福祉施設) 玄関から外部に出る際、玄関ドアのレールにつまづき、転倒し手首を骨折したものの。
3か月	男性	(貨物運送業) 梱包材(フィルムシート)に足を取られ転倒してひざを骨折したものの。
3か月	女性	(その他の商業) 座布団を持ち、段差を降りる際、滑って転倒して手首を骨折したものの。
2か月	男性	(食料品製造業・派遣業) トレーを持ち作業場内を移動中、台車につまづき転倒しひざを打撲したものの。

### ・墜落・転倒災害

休業見込日数	性別	災害発生状況
2か月	男性	(食料品製造業) 機械の昇降階段昇降中、転落し手首を骨折したものの。
2か月	女性	(医療保健業) 椅子に上がり書棚の物を取ろうとしたところ転落し肘を骨折したものの。
4か月	女性	(小売業) 脚立で作業中、脚立を降りる際にバランスを崩し墜落し胸部を骨折したものの。
2か月	男性	(小売業) トラックの荷台から搬出中、荷台の上で足を滑らせ転落し足を骨折したものの。
6か月	男性	(建設業) 屋根にブルーシートをかける作業中、足を滑らせ墜落し足等を骨折したものの。

### ・動作の反動・無理な動作

休業見込日数	性別	災害発生状況
4か月	男性	(小売業) 1m四方(15kg)の物を持ち移動中、バランスを崩し、右足で踏ん張ったところ足の関節を痛めたものの。
14日間	女性	(その他の事業) 傾斜部で押していた台車が下り出したのでその台車を止めようとして足を痛めたものの。

### ・はさまれ・巻き込まれ

休業見込日数	性別	災害発生状況
2か月	男性	(化学工業) ベルトコンベアーの清掃中、動いていたローラーとベルトの間に手を挟まれ骨折したものの。
1か月	女性	(卸売業) 農産物の皮をむく機械で作業中、ローラーに手袋ごと手を挟まれたものの。

### ・切れ・こすれ

休業見込日数	性別	災害発生状況
1か月	男性	(林業) 伐木作業中、チェーンソーで斜め切りを行いキックバックし足を負傷したものの。
10日間	女性	(小売業) 生肉スライサーの刃を停止させずに清掃作業中、刃に指が入り切創を負ったものの。

### 3 労働災害防止対策

#### (1) 安全衛生管理体制の整備

労働災害防止、労働者の健康管理は業務を行う上で重要です。しかし、事業主だけですべてを行うことは困難です。安全衛生管理担当者の選任、安全衛生委員会等の設置など安全衛生管理体制を整備することで、組織的な安全衛生管理に取り組みましょう。

#### (2) 作業方法の確立

- ① 作業の内容を把握し、安全な作業方法（作業標準）を定め、労働者に周知しましょう。
- ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）を導入し徹底しましょう。（後記5参照）
- ③ 労働者の身体に過度の負担をかけないような作業姿勢としましょう。

#### (3) 機械設備・作業環境の安全化

- ① 機械の安全装置や安全カバーは有効な状態で使用し、安全装置等を解除した場合には自動停止するなど、機械設備の本質的安全化を図りましょう。
- ② 高所や階段など墜落等の危険性がある箇所には、手すりやすべり止めを取り付けましょう。（必要に応じて、安全帯を使用しましょう。）
- ③ 床面や通路は滑りにくいものにしましょう。
- ④ 床面や通路の段差をなくしましょう。（段差表示をしましょう。）
- ⑤ 作業するのに必要な明るさを確保しましょう。
- ⑥ リスクアセスメントに取り組みましょう。

#### (4) 安全衛生教育の実施

- ① K Y T（危険予知訓練）を実施し、危険への気付きの感度を上げましょう。
- ② 雇い入れ時、作業転換時には、安全衛生教育を実施し、作業手順の遵守ほかを周知徹底しましょう。
- ③ 交通安全教育を実施しましょう

#### (5) 定期健康診断の実施

- ① 雇い入れ時健診、定期健診（1年以内ごとに1回）を確実に実施しましょう。
- ② 特定業務従事者（深夜業従事者など）健診（6か月以内ごとに1回）を確実に実施しましょう。
- ③ 特殊健診（有機溶剤業務、特定化学物質等業務等 6か月以内ごとに1回）を確実に実施しましょう。

## 4 労働災害を発生させないためのポイント

### (1) 墜落・転落 転倒災害の防止のポイント

- ① 床面、通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とする。
- ② 床面の水、氷などは放置せず、その都度除去（掃除）する。
- ③ 履物は、滑りにくく、安定したものを着用する。
- ④ 階段には、滑り止めや手すりを設ける。
- ⑤ 通路、階段、出入口に物を放置しない。
- ⑥ 作業は、確認しながら次の作業に移る。走らないことを徹底する。
- ⑦ 踏み台、はしご、脚立は安定した場所で、適したものを正しい使用方法で使用する。
- ⑧ 倉庫などの高所の床の端には、周囲に手すりや柵を設ける。

### (2) はさまれ・巻き込まれ 切れ・こすれ災害防止のポイント

- ① 包丁・カッター類は、刃の汚れのない（研がれた）もので、作業する周囲を確認し使用する。
- ② 使用後は、すぐに所定の場所に保管する。
- ③ 機械の安全カバーは、必ず有効な状態で使用する。
- ④ 機械使用時は、指先などを安全位置に置き使用する。（隙間などに注意を払うこと。）
- ⑤ 機械の点検、掃除、物が挟まった場合などは、必ず、電源を切り作業を行う。
- ⑥ 台車を使用する際は、適正な荷の重量を積み、急がず、無理な動作をしない。

### (3) 荷による災害防止のポイント

- ① 倉庫内などでは必ず通路を確保して作業を行う。
- ② 物を積む場合、重いもの、大きいものを下に積み、荷崩れや物が落下しないように積む。
- ③ 棚に物を置く時は、幅木などを設け、振動や衝撃で落下しないようにする。
- ④ 使用頻度の多い物は、取りやすい場所に置く。
- ⑤ 重量物や複数の物を運ぶ際は、視界を確保し、必要に応じて台車など適した運搬用具を使用する。

### (4) 腰痛防止のポイント

- ① 重量物は、複数人で作業方法を統一して運ぶ。
- ② 荷物は膝を曲げ、呼吸を整えながらゆっくり持ち上げる。
- ③ 中腰、前屈など無理な姿勢で長時間作業をしない。
- ④ 作業開始前等に腰痛予防のための体操を行う
- ⑤ 可能な作業は、ハンドリフトなどの機械によること。

## 5 4 S活動の推進

4 Sとは、「整理 (Seiri)」、「整頓 (Seiton)」、「清掃 (Seisou)」、「清潔 (Seiketu)」のことです。それぞれの「S」をとり、「4S」といいます。

この4 Sは、安全作業を行うための基本となるものです。

### 1 整理

#### 必要な物と不要なものを分けるルールを作る

会社にとって必要な物と不要な物をはっきり分けて、必要なものだけ持つこと。

### 2 整頓

#### 必要な物をどこに、どのように置くかルールを作る

必要な物が、必要な時にすぐに取り出せるように、置き場所、置き方を決め、表示をすること。

### 3 清掃

#### 清掃と維持するきれいな状態の定義とルールを作る

ゴミ、汚れのないきれいな状態にするとともに、整理整頓状況を細部まで点検すること。

### 4 清潔

#### 定期チェックするルールを作る

整理、整頓、清掃を徹底して実行し、定めた状態を維持すること。

## \* 5 S 4 Sに「しつけ (shittuke)」を加えた活動

### 5 しつけ

#### 習慣化できているか確認できる仕組みを作る

決められたことを決められたとおりにできるように習慣化すること。

## 4 Sができていない職場では

例えば

- ・置くべきでない場所に物が置かれていて、つまづいたり、激突する。また、物の運搬に手間取ったりする。
- ・物があふれ、作業の空間が狭められる。
- ・本来必要な物を置くスペースが確保できない。
- ・必要な物を探すのに時間がかかり、仕事が中断する。
- ・必要な物が必要な量あるかわからない。
- ・不必要な物まで管理しなければならない。

このような**問題**があります。

## 4 Sができている職場では

- ・必要な物と不必要なものが常に分別され、作業に必要なものがすぐ取り出され作業能率が上がります。
- ・必要な物の管理ができ、本来、必要でない量の購入など、経費削減になります。
- ・整理、整頓されることで、不必要な物、スペースが無くなり、作業場を有効に使用できるようになります。
- ・清掃、清潔にすることで、快適な環境での作業ができ、また、対外的に良いイメージを与られます。

このような**効果**があります。

**4 Sは繰り返し教育・実施することが重要です**

## 安全衛生チェックポイント（○ ×で点検してください。）

床面・階段・通路	点検結果
凹凸や水濡れ、荷物の放置などつまづき、滑りの原因はありませんか。	
明るさ（照明）は十分確保されていますか。	
階段の手すり、滑り止めは設置されていますか。	
履物は、作業にあったものを使用していますか。（滑り止め等は十分ですか。）	
作業床の端、開口部には墜落防止のための手すり、囲いを設けていますか。	
<b>機械・設備</b>	
機械の刃、回転部などの危険な箇所には防護措置がなされていますか。	
作業開始前に機械などの点検をしていますか。	
機械の点検や掃除の際には、電源をOFFにしていますか。	
フォークリフト、クレーンなど運転は、有資格者が行っていますか。	
フォークリフト、クレーンなどの法定点検を実施していますか。	
<b>作業方法</b>	
作業方法、作業手順を定めていますか。	
作業開始前には作業方法や作業手順について指示をしていますか。	
作業の危険性や有害性について定期的に検討、改善をしていますか。	
荷物の上げ下ろしは、腰に負担がかからないようにしていますか。	
脚立、はしごは定められた正しい方法で使用していますか。	
<b>安全衛生教育</b>	
雇い入れ時、作業転換時に教育を行っていますか。	
職長など責任者に安全衛生管理の教育を行っていますか。	
資格が必要な作業の資格者は不足していませんか。	
<b>安全衛生管理体制</b>	
安全衛生委員会等の会議を定期的で開催していますか。	
安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者（衛生推進者）を選任していますか。	
<b>安全衛生意識高揚</b>	
朝礼等で安全衛生に関する話をしていますか。	
定期的に職場安全衛生パトロールを実施していますか。	
安全衛生に関するポスターなど掲示していますか。	
<b>健康診断</b>	
雇い入れ時の健康診断を実施していますか。	
定期健診をもれなく実施していますか。	
有害作業にかかる特殊健診を実施していますか。	

**×の点検箇所については早急に改善を図ってください。**

## 職場パトロール点検・改善表

点検箇所 ( )		
年月日	点検内容・改善事項	点検者
年月日	改善内容	改善担当者

保存管理責任者 ( )

- ① 職場ごとに点検を実施し点検内容・改善事項を記載すること。
- ② ①の点検後、改善が必要な事項について改善を実施後その内容を記載すること。
- ③ ②の改善完了後、保存管理責任者がこの表を保存し改善の継続を定期的に確認すること。

(30.8)